

インフルエンザに感染した場合の出席停止の基準及び登校許可証の作成、提出について

平素は本校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、インフルエンザに関しましては、ご承知のとおり平成24年に学校保健安全法施行規則の一部改正により出席停止の基準が変更されました。感染防止対策強化のため、新しい基準での運用がなされておりますので、改めてお知らせしますとともに、インフルエンザに罹患した場合は、出席停止期間中は安静を守って、十分な快復に努めていただき、その後登校を再開していただきますようお願いいたします。

***インフルエンザ感染の場合の出席停止の基準：**
発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで（右ページ参考資料をご覧ください）

登校許可証の提出をもって出席停止を解除します。登校してすぐに職員室へ行き、下記の登校許可証のいずれかを、担任へ提出してください。

① 出席停止期間が明けて登校する場合は、保護者の方が作成、押印した登校許可証（様式①）を提出してください。医療機関にて作成いただく必要はありませんが、医療機関で発行されたお薬の説明書を必ず添付してください。

② 出席停止の基準に定められた期間より早くに登校した場合は、医療機関作成の登校許可証（様式②）が提出されていない限り、帰宅の指示をいたしますのでご了承ください。

* 登校許可証の用紙につきましては、学校のホームページのトップより、「在校生」→「保健室より」→該当の「登校許可証」をクリックしていただければ、ご家庭でダウンロードしていただけます。無理な場合は、担任または保健室までお知らせください。

なお、インフルエンザ以外の感染症に罹患された場合の出席停止の指示につきましては、医療機関で対応していただき、登校許可証は従来通り医療機関にて作成された書類をお出してください。

以上、お手数ですがご理解とご協力をよろしく申し上げます。

***参考資料**

○出席停止期間の数え方

発熱した日を「発症0日目」とし、翌日を「発症1日目」と数えます。
解熱した日を「解熱0日目」とし、翌日を「解熱1日目」と数えます。

*例①…2日(火)に発熱し、4日(木)に解熱した場合の例

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|-----------------------|----------|----------------|----------|----------|----------|
| 1 | 2 発熱 *発症 0日目 | 3 1日目 | 4 2日目 解熱 | 5 3日目 | 6 4日目 | 7 5日目 |
| 8 | 9 登校可能 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |

○発症後5日以内に、解熱後2日を経過した場合は6日目から登校できます。

上記例：8日(月)から登校可能

*例②…2日(火)に発熱し、6日(土)に解熱した場合の例

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|-----------------------|----------|----------|----------|----------------|----------|
| 1 | 2 発熱 *発症 0日目 | 3 1日目 | 4 2日目 | 5 3日目 | 6 4日目 解熱 | 7 5日目 |
| 8 | 9 2日目 登校可能 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |

○発症後5日以上経過しても、解熱後2日を経過していない場合は登校できません。

上記例：9日(火)から登校可能